

審査員の資格基準

1. 内部審査員

内部審査員の資格基準は次の事項のすべての事項に該当する者。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業（大学院においては修了）している者。
- (2) 日本語を正しく、分かりやすく話せる者。
- (3) 説得力のある説明ができ、責任感を持って職務を遂行できる者。
- (4) 工業標準化、認証及び認証審査システムを理解できる者。
- (5) 別に定めるJIS認証サービス規則に規定する規則に従うことができる者。
- (6) 認証の対象となる製品の申請者、契約者又は設計者と、直接、2年以上かわりがない者。
- (7) (財)日本規格協会主催の工業標準化品質管理推進責任者講習会専修科コースを修了した者又はそれと同等若しくは同等以上とみなすことのできる者。
- (8) 工業標準化、認証及び品質管理に関する十分な知識を有している者。この場合において、別に定めるJIS認証要員教育・訓練要領に規定する講習、演習等を30時間以上受講し、これを修了した者又は次の(9)に掲げる実務経験を有する者は、十分な知識を有しているとみなすことができるものとする。
- (9) 品質管理及び製品試験に関して実務経験が2年以上有している者。この場合において、本会が別に行う認定工場制度に係る業務に従事した者は、その年数を実務経験の年数とみなす。
- (10) JIS Q 17025の審査員が習得しておかなければならない要求事項を満たす研修、講習等を修了した者。
- (11) 審査(工場審査及び製品試験)にオブザーバーとして2回以上参画した者。
- (12) 認証センターの所長及び認証審査課の課長による面談により、JIS Q 17025への適合性を含む技術的能力を有していると確認できた者。

2. 外部審査員

外部審査員の資格基準は、次のいずれか一つによるものとする。

- (1) 内部審査員の資格基準(1)から(4)のすべてを満たし、(財)日本規格協会品質システム審査員評価登録センター(JRCA)に主任審査員(審査員及び審査員補を含み、内部審査員の資格基準(10)を満たしている者に限る。)として承認されている者又は(財)日本適合性認定協会(JAB)が認定した試験所審査員の資格を有する者で本会と下請負契約を締結した者。
- (2) 内部審査員又は審査員補(内部審査員の資格基準(1)から(4)のすべてを満たしている者)として選定されていた本会の退職者で、本会と下請負契約を締結した者とする。ただし、この場合において、当該審査員補で退職した者については、内部審査員の資格基準(11)及び(12)に掲げる事項を満たしたのちに外部審査員として取り扱うものとする。
- (3) 外部技術専門家(専門知識を有する者で、必要の都度、委嘱した者)のうち、内部審査員の資格基準(1)から(4)までに掲げる事項のすべてを満たしている者で、本会と下請負契約を締結した者。